

西部工輸株式会社 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月1日 ～ 令和8年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1. 令和8年3月までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均7日以上とする。

<対策>

- 令和 5年 4月 ～ 年次有給休暇取得結果の確認。
- 令和 5年 5月 ～ 全社員へ年次有給休暇取得の案内及び、取得不足が懸念される社員への個別指導。
- 令和 6年 4月 ～ 1年間の取得状況確認及び、取得不足が懸念される社員へ個別指導の徹底。

目標2. 所定外労働時間の削減を推進及び、休日労働に対する代休取得の徹底。

<対策>

- 令和 5年 4月 ～ 社員の所定外労働時間のデータを集計・分析。
- 令和 5年10月 ～ 削減する所定外労働時間の目標を設定。
- 令和 5年12月 ～ 目標達成の施策及び計画を策定。
- 令和 6年12月 ～ 施策及び計画についての管理職研修及び社内周知取組の開始。